

定性的マスクフィットテスト実施担当者教育のご案内

特定化学物質障害予防規則が改正され、令和5年4月1日以降、「金属アーク溶接等作業を屋内作業場で行う労働者に対して、年1回の呼吸用保護具（マスク）フィットテストの実施」と令和6年4月1日より「作業環境測定の結果が第三管理区分で、作業者の呼吸用保護具（マスク）を使用させる場合も同様にマスクフィットテストの実施が義務付けられました。このため当協会では、事業場においてマスクフィットテストを実施する担当者に対する教育を「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（厚生労働省通達）に基づいて開催いたしますので、この機会に受講していただきますようご案内いたします。（半面形マスクとは、鼻と口を覆い密着するように装着される呼吸用保護具の一種です）

1. 日 時 令和7年10月20日 9:00～15:40（受付は8:40から）
2. 場 所 相生労働基準協会2階 （相生市旭1丁目2番16号）
3. 受講対象 事業場内のマスクフィットテスト実施者
4. 教育内容と教育時間（時間割は講師の都合などにより変更になる場合があります）

科 目	時間割
オリエンテーション	8:50～
1. マスク装着に関する知識（休憩10分）	9:00～10:30（90分）
2. フィットテストに関する知識	10:40～11:10（30分）
3. フィットテストの方法に関する知識	11:10～12:10（60分）
昼休憩	12:10～13:00（50分）
実技 フィットテストの実施方法（休憩10分）	13:00～15:40（150分）
修了証交付	15:40～

※受講人数によって終了時間が前後する場合があります。ご了承ください。

5. 定員 28名
6. 受講料 会員 20,130円（テキスト代1,210円含む）消費税込み 非会員は2,500円加算されます。
7. 申込方法
 - ①Web受付により申込される場合、協会ホームページの各種講習ページから可能です。
 - ②電話にて予約される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。
（申込書はホームページからダウンロードできます。） TEL. 0791-22-8404
 - ③受講料は下記口座へ振込ください。（振込手数料はご負担ください。）
【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会
8. その他
 - （1）受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。
 - （2）遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。
※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
 - （3）施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。
またお近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願いいたします。
協会隣の駐車場には停めないでください。
 - （4）ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。